

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 29 年里庄町条例第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

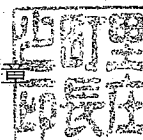
専 決 処 分 書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

里庄町長 大内

恒章



理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成29年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第25条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を  
「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。